

吹田市手話言語等促進条例施策推進方針(案)の概要

第Ⅰ 目標

- ・手話への理解の促進と普及
- ・障がい者の情報の取得及びコミュニケーションの円滑化の推進

第Ⅱ 現状と課題

- ・市職員への手話研修を実施しているが、使用機会が少なく、継続的なスキルの習得ができていない。
- ・市から手話通訳者の派遣を行っているが、確保している人数が不十分なため、急な対応ができない。
- ・市役所窓口では筆談などを用いてコミュニケーション対応をしているが、対応時間が長時間化し、市民の負担になっており、意思疎通も一方通行になりがちである。

第Ⅲ 推進方針

手話言語等促進条例第 8 条により、施策推進方針は以下の 3 点とします。

- (1) 手話への理解の促進及び普及
- (2) 障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備
- (3) コミュニケーション支援者の育成及び確保

(1) 手話への理解の促進及び普及

【方向性】

手話ろう者の言語であることについて理解を広め、多くの人に手話に関心を持ってもらい、気軽に手話を使い、学ぶ機会を提供する。

【現在の具体的な取組】

- ・市民向けの手話講座開催（障がい福祉室）
- ・市職員向け手話研修の実施（人事室）

【今後の取組】

- ・市立保育園における、手話がより身近なものとなるような保育内容や環境の工夫（保育幼稚園室）
- ・吹田市聴言障害者協会と連携した独自の取組などを実施（総合福祉会館）
- ・教職員向けの研修動画コンテンツの充実と普及（学校教育室）

(2) 障がい者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備

【方向性】

障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用いて、障がい者が容易に情報を取得することができ、スムーズに意思疎通ができるように努める。

【現在の具体的な取組】

- ・市役所窓口到手話通訳を必要とする人が来庁した際やイベント・会議開催時に手話通訳者を手配（すこやか親子室、こども発達支援センター、高齢福祉室、選挙管理委員会、健康まちづくり室、議会事務局）
- ・窓口や受付到手話通訳者の配置（総合福祉会館、障がい福祉室、健康まちづくり室）
- ・窓口への筆談用の機器や筆談マニュアルの常設（市民課）
- ・窓口への筆談対応が可能なことを示す掲示物を掲示（健康まちづくり室、図書館）⇒全庁へ
- ・NET119の実施（指令情報室）
- ・点訳版、音訳版の広報誌の発行（広報課、議会事務局）
- ・本会議放映システムでのリアルタイム字幕配信（議会事務局）
- ・動画配信には字幕を表示している（高齢福祉室）
- ・対面朗読、点訳、音訳図書を実施（中央図書館）
- ・市公式ウェブサイトのリニューアルに伴うウェブアクセシビリティの向上（広報課）

【今後の取組】

- ・窓口での音声を文字化するアプリや機器など ICT 技術の活用⇒全庁へ
- ・窓口への指差しカードの設置（総合福社会館）⇒全庁へ
- ・窓口へのコミュニケーション支援ボードの設置（中央図書館）⇒全庁へ
- ・UD フォントの使用（議会事務局）⇒全庁的な取組へ⇒全庁へ

（3）コミュニケーション支援者の育成及び確保

【方向性】

市はコミュニケーション支援者の重要性を認識し、障がい者が必要なときに必要なコミュニケーション支援を受けられるよう、技術を持った人材の育成を継続的に進めていく。

※コミュニケーション支援者：手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者通訳・介助員など

【今後の取組】

- ・市職員向けの動画配信を行う（人事室）
- ・市職員（司書）の手話技術の向上を目指した研修の実施と技術定着のための機会の確保（図書館）
- ・市の窓口業務委託の要件に、手話研修やスキルの習得を追加（市民課）
- ・レベルアップ手話講座の開催

第4 施策の推進体制

取組状況について全室課に1年に1回照会をして進捗状況を確認していく。
方針の改定については時期は定めない。